## 7月から「屋内禁煙」が算定要件化

## 入院料・医学管理等算定時にはご注意を!

7月より生活習慣病管理料など医学管理等(下記参照)の算定要件に「屋内禁煙」が加えられました。多くの医療機関に関わる診療報酬が含まれていますので注意して下さい。

屋内禁煙の要件は、屋内禁煙の掲示をした上で、灰皿を撤去して屋内での喫煙を禁止とします。なお、九州厚生局長崎事務所への届出は不要です(詳細は保団連発行『点数表改定のポイント』2012年4月版P43参照)。



## 【入院外】

- ① 悪性腫瘍特異物質治療管理料
- ② 小児特定疾患カウンセリング料
- ③ 小児科療養指導料
- ④ 外来栄養食事指導料
- ⑤ 入院栄養食事指導料
- ⑥ 集団栄養食事指導料
- ⑦ 喘息治療管理料
- ⑧ 小児悪性腫瘍患者指導管理料
- ⑨ 糖尿病合併症管理料
- ⑩ 乳幼児育児栄養指導料
- ① 生活習慣病管理料
- ② ハイリスク妊産婦共同管理料
- ③ がん治療連携計画策定料
- ⑭ がん治療連携指導料

## 【入院】

- ①総合入院体制加算
- ②乳幼児加算·幼児加算
- ③超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算
  - ④小児療養環境特別加算
  - ⑤がん診療連携拠点病院加算
  - ⑥ハイリスク妊娠管理加算
  - ⑦ハイリスク分娩管理加算
  - ⑧呼吸ケアチーム加算



2012年4月から健康保険の規定の中に「**屋内禁煙**」が入れられました。 医療の一部については、保険で行うために屋内禁煙が必須の事項となりました ので、皆様のご協力をお願いいたします。